

入札説明書

【一般競争入札（最高価格落札方式）】

業務名称：JICA 筑波中型バス/マイクロバス売却

- 第1 入札の手続き
- 第2 対象物件
- 第3 留意事項
- 第4 売買契約書（案）
- 別添 様式集

2020年1月10日

独立行政法人国際協力機構

筑波センター

第 1 入札の手続き

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公示

公示日 2020年1月10日

2. 契約担当役

筑波センター 契約担当役 所長 渡邊 健

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：JICA 筑波中型バス/マイクロバス売却
- (2) 業務内容：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 引渡し日（予定）：2020年2月7日（金）

4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口

〒305-0074

茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 総務課 入札担当者

電話 029-838-1113 ファクシミリ 029-838-1119

- (2) 書類授受・提出方法

- ・ 郵送等による場合：上記（1）あて
- ・ 持参の場合：同センター研修棟1階受付

（平日 9:30～12:30 及び 13:30～17:00）

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

(1) 公告日において平成31・32・32年度又は令和1・2・3年度全省庁統一資格の営業品目「物品の買受け」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）。

ただし、本競争においては、平成28・29・30年度全省庁統一資格により代替することを認めます。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争参加資格確認申請書提出の資格がありません。

(3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争資格停止措置」（平成20年10月1日規程（調）第42号）を受けていない者。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ①競争参加資格確認申請書の提出期限日までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札には参加できません。
- ②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- ③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- （４）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- （５）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合には、競争参加資格を無効とします。

- ① 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- ② 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ③ 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- ④ 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 応札者又は応札者の役員等が、反社会勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥ 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- ⑦ 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ その他、応札者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、上記 5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することはできません。

- ① 提出期限：2020年1月24日（金）正午まで
- ② 提出場所：上記 4. 参照
- ③ 提出方法：郵送又は電子メールに添付（郵送の場合は、上記①提出期限までに到着するものに限る）
- ④ 提出書類：
 - ア 競争参加資格確認申請書（様式集参照）

- イ 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- ウ 下見積書（下記7. 参照）

* 申請書の中身及び添付資料について、追加で質問する場合があります。質問を受けた場合は、機構が指定する期限までに回答をお願いします。

(2) 共同企業体、再委託について

- ア 共同企業体の結成を認めません。
- イ 再委託を認めません。

(3) 競争参加資格審査の結果は、2020年1月28日（火）までに通知します。

(4) 辞退理由書

競争参加資格有の確認通知を受けた後、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合には、これに応じていただきます。
- (5) 提出期限・提出方法：上記6.（1）を参照してください。

8. 入札説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、以下の要領で質問を提出して下さい。なお、公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭のご質問は、原則としてお断りしています。

ア. 提出期限：2020年1月21日（火）正午まで

(2) 提出先：tbictad@jica.go.jp

(3) 提出方法：電子メール

- ・メールタイトルは「【入札説明書への質問】：「JICA 筑波 PC の調達、環境構築及び保守契約」としてください。
- ・当機構は圧縮フォルダの受信ができませんので、圧縮せずに送信下さい。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

(4) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア 2020年1月23日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

⇒「調達情報」

⇒「公告・公示情報」

⇒「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等-（2019 年度）」

⇒「JICA 筑波」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#tsukubai>)

イ 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

なお、売却物件の公開を以下により実施します。

(1) 日時：2020 年 1 月 24 日（金）10 時半

(2) 集合場所：独立行政法人筑波センター管理棟 1 階フロント
つくば市高野台 3-6

(3) その他：参加希望の場合には、1 月 23 日（木）15 時までに、以下 7. に記載のアドレス宛に、①社名、②参加希望者氏名の連絡をお願いします。タイトル：売却物件公開出席希望

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、入札書を開札します。競争参加者に対しては、代表者又は代理人（委任状を要す。）の入札会への参加を求めます。

(1) 日時

2020 年 1 月 31 日（金）14 時 00 分～

(2) 場所

茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 管理棟 3 階講義室

※ 入札会会場の開場は、入札会開始時刻の 5 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会に参加できません。

※ なお、競争参加者の代表者又は代理人が参加しなかったとしても、提出されている入札書は有効とします。

(3) 必要書類

入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。

ア. 委任状 1 通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

イ. 再入札用の入札書 2 通（最大再入札回数 2 回。別添様式集参照。）

ウ. 印鑑、身分証明書

・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

・ 代表権を有する者が出席する場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(4) 再入札の実施

再入札を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご留意ください。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職員（個人印についても認めます）。
 - イ 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - ウ 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (3) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (4) 入札価格の評価は、「第2 対象物件」に対する3台分の総価（円）（消費税等額を除いた金額）をもって行います。課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、変更又は取り消すことが出来ません。
- (7) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (8) 入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一応札者による複数の入札
- (9) 条件が付されている入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2. 入札執行（入札会）の手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として1 応札者 1 名までとします。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 入札書の投入

各参加者は、封入した入札書を入札箱へ投入します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額の低い順番から読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、「不調」と発表します。

ク. 再入札

「不調」の場合には再入札を行います。直ちに入札会に参加している応札者に再度の入札（再入札）を求めます。再入札を2回行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随意契約

2回の再入札でも落札者が決まらない場合、不落随意契約の契約交渉を行うことがあります。当該契約交渉においては、予定価格を含む契約条件については変更されません。

1 3. 見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、見積書及び見積内訳書の提出を求めます。
- (2) 「第3 契約書(案)」に基づき、速やかに売買契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。

1 4. 情報の公開について

本入札に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイト上で公表します。
- (3) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の入札書等を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のため

- めに転用等使用しないで下さい。
- (4) 入札書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

以上

第2 対象物件

(1) 自家用中型バス①

自動車登録番号：つくば200は53

登録日：平成20年11月20日

社名：日野

車体番号：RR7JJB-40333

型式：BDG-RR7JJBA（長さ899cm、幅234cm、高さ305cm、リアーエンジン）

原動機の型式：J07E

総排気量：6.40ℓ

定員41人

走行距離：175,596^キ（令和元年12月末現在）

自動車検査証の満了する日：令和2年11月19日

(2) 自家用中型バス②

自動車登録番号：つくば200は41

登録日：平成18年11月22日

社名：日野

車体番号：RR7JJB-40795

型式：PB-RR7JJAA（長さ899cm、幅234cm、高さ303cm、リアーエンジン）

原動機の型式：J07E

総排気量：6.40ℓ

定員41人

走行距離：180,605^キ（令和元年12月末現在）

自動車検査証の満了する日：令和2年11月21日

(3) 自家用マイクロバス

自動車登録番号：つくば200さ54

登録日：平成19年9月28日

社名：三菱

車体番号：BE66DG-700014

型式：PDG-BE66DG（長さ699cm、幅206cm、高さ271cm、キャブオーバー）

原動機の型式：4M50

総排気量：4.89ℓ

定員29人

走行距離：174,984^キ（令和元年12月末現在）

自動車検査証の満了する日：令和2年9月27日

走行距離：174,397^キ（令和元年11月末現在）

第3 留意事項

- (1) 3台ともに弊機構の名称及びロゴのステッカーに貼付されていますが、物品引渡し後、速やかに消去をすること。また、ロゴ消去後、車体の前後、左右の写真4枚を添付して報告書を提出すること。なお、これに伴う費用は落札者の負担とします。
- (2) 落札者は、本件売買から派生する一切の費用を負担します。
- (3) 落札者は、引渡し後、7日以内に本件車両の抹消登録又は名義変更申請等を行うこととします。また、抹消登録又は名義変更終了後、速やかに弊機構に書面により報告し、手続き終了の検査を受けることとします。
- (4) 引渡し時点での現状渡しとします。引渡し後の不調や故障、またはその他の隠れた瑕疵があることを発見しても、弊機構はいかなる補償も行わない。なお、走行距離は、引渡し日まで弊機構で使用する予定のため、入札時と異なる。
- (5) リサイクル券付きにて売却を行う。
- (6) 処分の場合には、「自動車リサイクル法」等の関係法規に沿って適切に実施すること。
- (7) 契約は、3台合わせて一つで行う。

以上

第4 契約書案

売 買 契 約 書

- | | |
|----------|--|
| 1. 件 名 | JICA 筑波中型バス/マイクロバス売却 |
| 2. 仕様・数量 | 中型バス 2 台
マイクロバス 1 台 詳細は付属書 I のとおり。 |
| 3. 売却金額 | 金 0,000,000 円 (うち消費税額等 0,000 円)
内訳は付属書 II 「契約金額内訳書」のとおり |
| 4. 支払い期限 | 2020 年 00 月 00 日 |
| 5. 引渡し日 | 2020 年 00 月 00 日 |
| 6. 引渡し場所 | 独立行政法人国際協力機構筑波センター指定場所 |

独立行政法人国際協力機構筑波センター契約担当役所長渡邊健（以下「売主」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇（以下「買主」という。）とは、頭書記載の〇〇〇〇に係る物品の売買に関し、以下の各条項により、売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義・誠実の義務）

第 1 条 売主及び買主は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第 2 条 買主は、中型バス 2 台及びマイクロバス 1 台（以下「契約物品」という。）を頭書に示す条件で売主から買い受け、買主は、冒頭に契約金額として記載された金額のうち、付属書 II に定められた対価を支払う義務を負う。

（引渡条件）

第 3 条 売主は、契約物品を付属書 I に示す条件で引き渡す。

（契約内容の変更等）

第 4 条 売主は、特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、売主及び買主で協議の上、買主に対する書面による通知により、本契約内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。

2 前項の場合において、買主がそれにより重大なる損害を蒙ったときは、売主はその費用を負担するものとし、その金額は協議のうえ負担する。ただし、売主は、売主の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、買主の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 買主は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を売主の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約保証金)

第6条 売主は、本契約に関し、買主から契約保証金を徴収しない。

(費用負担)

第7条 買主は、契約物品の売買から派生する一切の費用を負担する。

(検査)

第8条 買主は、引渡し後、7日以内に契約物品の抹消登録又は名義変更申請等を行うこととする。抹消登録又は名義変更終了後、速やかに売主に書面により報告し、手続き終了の検査を受けなければならない。

2 買主は、引き取った契約物品のロゴや名称を消去後に、売主に書面をもって報告を行い、売主の検査を受けなければならない。

(引渡しの完了)

第9条 前条の検査が終了したことをもって、引渡しの完了とする。

(危険負担)

第10条 前条に定める引渡しを完了するまでにおいて、契約物品が売主の責めに帰すことができない事由により滅失又は毀損した場合においても、売主に対して契約代金の変更を申し出ることとはできない。

(瑕疵担保)

第11条 第9条による引渡しの完了後において、契約物品についての瑕疵が発生したとき、または隠れた瑕疵が発見されたときも、売主に対していかなる補償も申し出ることとはできない。

(代金の支払い)

第12条 買主は、頭書に定める期限内に、当該代金を口座振込みの方法による売主の指定する口座に支払うものとする。なお、消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

2 買主の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額を支払わないときは、売主は、その期間満了の日の翌日から起算して支払いをした日まで

の日数に応じ、その支払金額に対して年（365日とする）5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を買主に請求することができる。ただし、延滞損害金に1円に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てる。

（支払期限延長）

第13条 買主は、天災地変その他事故の責に帰することができない理由により、頭書に定める期限内に支払いを完了することができないときは、売主に対して遅滞なくその理由を明らかにし、支払期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売主及び買主で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 売主は、買主の責に帰する事由により買主が頭書に定める期限内に支払いを完了することができないときは、引渡しを延長することができる。

（損害の賠償）

第14条 買主は、本契約の履行に関し買主の責により売主に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

2 買主は、本契約の履行に関し買主の責により第三者に損害が発生した場合、買主が損害を与えた第三者と協議のうえ、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。

3 本条の各規程は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（談合等不正行為に対する措置）

第15条 買主が、次の各号のいずれかに該当したときは、買主は売主の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）本契約に関し、買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は買主が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買主に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（2）本契約に関し、買主（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 買主が第1項の違約金を売主の指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）2.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を賃貸人より徴収することができる。なお、端数計算については第10条に準ずるものとする。

3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

4 本条の各規定は、競争に付して買主を決定した場合にのみ適用する

（売主の契約解除権）

第16条 次の各号の一に該当する場合には、売主は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 買主の責に帰する理由（買主の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により賃貸借期間内に買主が本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(2) 買主が本契約の条項に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 付属書Iに定められた契約物品が仕様書の内容を満たさず、又は瑕疵があり、売主が買主に対し契約物品の交換又は補修を求めたにもかかわらず、1週間以内に交換又は補修の目処が立たないとき。

(4) 買主が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのものの申立てをしたとき。

(5) 買主が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

(6) 買主の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

(7) 買主が前条第1項各号の規定の一に該当するとき又は第28条第1項・第2項の一に違反したとき。

(8) 買主が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である買主又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である買主又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である買主又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ その他買主が、茨城県暴力団排除条例（平成22年9月28日茨城県条例第36号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、買主は、売主に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。また、本契約の期間にかかわらず、売主は解除以降は買主に対する支払義務を負わない。

(買主の契約解除権)

第17条 買主は、売主が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第18条 買主は、業務の実施上知りえた情報(以下「秘密情報」という。)を売主から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2 買主は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 買主は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告)

第19条 買主は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに賃借人に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第20条 買主は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(買主が作成した複製物を含む。)を賃借人に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を売主に通知しなければならない。ただし、売主から指示があるときはそれに従うものとする。

(検査の権利)

第21条 売主は、必要があると認めるときは、買主の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(個人情報保護)

第22条 買主は、本契約において、売主の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。)を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義

務を負うものとする。

(1) 買主の業務に従事する者に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め売主の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 買主の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第50条から第51条及び第53条に定める罰則が適用され得ることを、買主の業務に従事する者に周知すること。

(3) 個人情報保護管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 売主の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに賃借人に報告し、その指示に従うこと。

(7) 本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、売主に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め売主の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項第1号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

3 売主は、必要があると認めるときは、買主の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

(安全対策)

第23条 買主は、本業務に従事する者の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第24条 買主は、自己の責任と判断において業務を遂行し、買主の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、買主の責任と負担において十分に付保するものとし、売主はこれら一切の責任を免れるものとする。

(契約の公表)

第25条 買主は、この契約の名称、契約金額並びに買主の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 買主が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 売主において役員を経験した者が賃借人に再就職していること又は売主において課長相当職以上の職を経験した者が買主の役員等として再就職していること

- (2) 売主との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 売主が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職及び売主における最終職名）
- (2) 買主の直近3カ年の財務諸表における賃借人との間の取引高
- (3) 買主の総売上高又は事業収入に占める賃借人との間の取引高の割合
- 4 買主が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、買主は、第1項に定める情報に加え次項に定める情報が買主の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに、同意するものとする。
- (1) 理事等のうち、売主の役職員経験者の占める割合が3分の1以上あること
- (2) 事業収入に占める売主との取引に係る額が3分の1以上あること
- (3) 基本財産の5分の1以上を賃借人が出えんしている財団法人であること
- (4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を売主が負担していること
- 5 買主が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 名称、業務の概要、売主との関係及び役員の氏名（売主の役職員経験者については、賃借人での最終職名を含む。）
- (2) 買主と売主の取引の関連図
- (3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額
- (4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額
- (5) 賃借人の賃貸人に対する債権債務の明細
- (6) 賃借人が行っている賃貸人に対する債務保証の明細
- (7) 買主の事業収入の金額とこれらのうち売主の発注等に係る金額及び割合

(合意管轄)

第26条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第27条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第28条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて売主及び買主で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、売主及び買主記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年 月 日

売主

茨城県つくば市高野台3-6
独立行政法人国際協力機構
筑波センター
契約担当役
所長 渡邊 健

買主

(住所)

株式会社 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○

付属書 I

売却対象物件

(入札説明書の「第2 対象物件」のとおり記載の予定)

付属書Ⅱ

契約金額内訳書

車名	車体番号	金額
		本体価格 消費税 リサイクル料
		本体価格 消費税 リサイクル料
		本体価格 消費税 リサイクル料
		合計

別添様式集

- 1 : 競争参加資格確認申請書
- 2 : 辞退書
- 3 : 委任状
- 4 : 入札書
- 5 : 質問書
- 6 : 下見積書

以上の参考様式のデータは、弊機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札不御式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードしてください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

なお、各様式には以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構筑波センター
契約担当役 所長 渡邊 健
- ・業務名称：JICA 筑波中型バス/マイクロバス売却
- ・公示日：2020年1月10日
- ・入札日：2020年1月31日

